

祝

辞

平成二十九・四・二六 憲政記念館  
日本国憲法施行七十周年記念式

日本国憲法施行七十周年を記念して催されるこの式典において、祝辞を申し述べる機会を与えられたことを光栄に存じます。七十周年に当たり、施行から今日までの歩みを振り返り、将来の更なる発展に思いを致することは、誠に意義深く、慶賀に堪えません。

日本国憲法の下、我が国が、国民の英知を結集することにより、今日の平和で豊かな社会を築き上げ、国際社会においても枢要な一員としての地位を獲得するに至つたことには、誠に感慨深いものがあります。

しかし、今日の社会は、経済の構造的な変化、家族の在り方や人々の価値観の多様化に加え、情報通信技術の急速な発展などにより、大きな変革の時期にあります。

裁判所は、日本国憲法の下で、法の支配の担い手として、法律上の紛争の適正かつ迅速な解決に力を尽くす中で社会の枠組みの形成に寄与してまいりましたが、この変革期に当たり、司法に求められる水準がますます高まっていることを感ぜずにはおれません。この機会に、あらためて国民から負託された職責の重さに思いを致し、今後とも社会を支える基盤の一翼を担う者として、その使命の達成に力を尽くす決意を新たにするものであります。

ここに、全国民の代表者たる皆様と日本国憲法施行七十周年をお祝いするとともに、日本国憲法の目指す理想に向かって、我が国の更なる発展を祈念し、私の祝辞といたします。

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎